

## 第6節 広報活動

次のとおり広報活動を行った。

### (1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。

### (2) SNSの活用

労働委員会に対する県民の認知度を向上させ、委員会制度の利用促進を図る目的で、令和元年から県公式Facebookを利用した情報発信を開始している。

### (3) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事を連載した。

657号（3月） 不当労働行為事件の概要について

658号（5月） 労使間のトラブルは一人で悩まずにまず相談！

659号（9月） 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを！

660号（12月） 無料の出前講座を実施しています！ 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規、労働福祉施策、職業能力開発に関する施策等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約5,300部であり、県ホームページにおいても公開されている。

### (4) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等約5,000箇所に案内チラシを約11,000部配布した。また、労働委員会ホームページや新聞広告、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介するとともに、新聞社、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

### (5) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の一層の周知・広報を図るため、県内の事業所、労働組合、関係機関等、約4,800箇所に案内チラシ約7,100部、ポスター約10部を配布した。また、労働委員会ホームページにより紹介するとともに、新聞社、相談会開催市の広報誌、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

### (6) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の業務や利用手続を記載したリーフレットを配布している。

### (7) 各種セミナー等における労働委員会の紹介

出前講座等において、労働委員会の業務や利用手続等について説明している。